騒音関係

騒音規制法

特定工場等に関する規制

◎ 特定施設

騒音規制法第2条第1項の規定による特定施設

(昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号 最終改正:平成 19 年 11 月 21 日政令第 339 号 騒音規制法施行令別表第 1)

番号	用途	名称	規模	
	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上の ものに限る。	
		ロ 製管機械		
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力 が 3.75kW 以上のものに限る。	
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。	
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。	
1		へ せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに 限る。	
		ト 鍛造機		
		チ ワイヤーフォーミング マシン		
		リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式の ものを除く。	
		ヌ タンブラー		
		ル 切断機	といしを用いるものに限る。	
2	空気圧縮機及び送風	後	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。	
	土石用又は鉱物用の	破砕機、摩砕機、ふるい及び	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限	
3	分級機		る。	
4	織機		原動機を用いるものに限る。	
	建設用資材製造機	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る。	
5	械	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限 る。	
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力	
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。	
6	穀物用製粉機	イ ドラムバーカー	が 7.5kW 以上のものに限る。	
6	穀物用製粉機	ロ チッパー		
6	穀物用製粉機	ロ チッパー ハ 砕木機	が 7.5kW 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに 限る。	
7		ロ チッパー	が 7.5kW 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。 製材用のものにあっては原動機の定格出力	
	穀物用製粉機 木材加工機械	ロ チッパー ハ 砕木機 ニ 帯のこ盤	が 7.5kW 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。 製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっ	
		ロ チッパー ハ 砕木機	が 7.5kW 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。 製材用のものにあっては原動機の定格出力	
		ロ チッパー ハ 砕木機 ニ 帯のこ盤	が 7.5kW 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。 製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力では原動機の定格出力が 2.25kW 以上のも	
		ロ チッパー ハ 砕木機 ニ 帯のこ盤 ホ 丸のこ盤	が 7.5kW 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。 製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに	
7	木材加工機械	ロ チッパー ハ 砕木機 ニ 帯のこ盤 ホ 丸のこ盤	が 7.5kW 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。 製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに	
7	木材加工機械	ロ チッパー ハ 砕木機 ニ 帯のこ盤 ホ 丸のこ盤 へ かんな盤	が 7.5kW 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。 製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。	

◎ 規制基準

騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準

(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号 最終改正:平成27年4月20日環境省告示第67号) (昭和50年2月27日長野県告示第97号 最終改正:平成27年5月25日長野県告示第263号)

(福祥 00 十 1 2 1 日					
	規制基準				
区域の区分	昼間	朝・夕	夜間		
	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで	午後9時から翌日の午前6		
		午後6時から午後9時まで	時まで		
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル		
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル		
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル		
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル		

備考

- 1 規制基準とは、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 **Z8731** に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

◎ 騒音規制法第3条第1項の規定による規制地域(上田市)

騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について同法第4条第1項の規定により定められた区域 (昭和50年2月27日長野県告示第97号 最終改正:平成24年3月30日上田市告示第114号)

(H III)	90 27 27 1 1 2 3 外 1 7 3 3 7 9 3 3 2 1 1 3 7 3 3 6 1 2 1 1 1 3 7 1 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7
区域	地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域
第 1 俚	付表の上田市の項の1の地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
笠 0 廷 2 杜	第一種住居地域
第2種区域	第二種住居地域
	準住居地域
	付表の上田市の項の2の地域
	近隣商業地域
笠 0 廷区村	商業地域
第3種区域	準工業地域
	付表の上田市の項の3の地域
第4種区域	工業地域

備考 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居 地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都 市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。

図 4-1~4-3 参照

(付表)

上

1

上

田

 \mathbb{H}

市 3 上田市の地域のうち、次に掲げる地域

ア 塩川字北原、宇井戸下、字前田、字壱丁田及び字稲羽の各一部

- イ 長瀬字中平、字古城、字亀田、字前田、字屋敷及び字笊田並びに字上平及び字堺田の各一部
- - エ 上丸子字山の神の一部
 - オ 腰越字宮原及び字道久並びに字桐ノ木の一部

上田市の地域のうち、次に掲げる地域

- ア 塩川字稲羽、字辺田二丁目及び字山道の各一部
- イ 長瀬字八ツロ及び字堺田の各一部
- ウ 生田字土堂、字中河原及び字下河原並びに字竹ノ花、字深町、字外河原、字道添及び字宿畑の 各一部
- エ 下丸子字池田、字壱町田、字塚田及び字八ツ口並びに字東川の一部
- オ 中丸子字下山岸、字宮ノ前、字樋村屋敷、字竹ノ花、字山岸、字上山岸、字舞壷、字鳥居田、字竹原田、字五反田、字横負、字蟹田、字下中沢及び字勢戸並びに字寺浦、字松葉田、字大角、字開戸、字隅田及び字洲崎の各一部
- 市 カ 上丸子字藤塚及び字くら保称並びに字大はざま、字腰、字五里、字大木口、字横沢及び字水ノ 2 手の各一部
 - キ 腰越字神明開土及び字東横沢並びに字十メ石、字東町、字中町、字西町、字一本木、字清水尻、 字六反田、字部屋田、字辻開土、字西横沢及び字下川原の各一部
 - ク 西内字落合及び字土合並びに字久禰添、字柿ノ木、字せき下、字原前、字雀原、字町屋敷及び 字日影の各一部
 - ケ 鹿教湯温泉字原かいと、字道仙かいと、字湯端、字御殿、字宮脇、字松ノ木、字久保、字中田 及び字十二
 - コ 平井字八郎沢、字山ノ神及び字唐沢口の各一部
- 上田市の地域のうち、次に掲げる地域上
 - ア 生田字坂下、字竹ノ花、字深町、字外河原及び字宿畑の各一部
 - イ 腰越字淵ノ上及び字花ケ石並びに字六反田、字部屋田、字辻開土、字西横沢及び字下川原の各 一部
 - ウ 東内字下川原及び字湯川原の各一部

- 87 -

特定建設作業に関する規制

◎ 特定建設作業

騒音規制法第2条第3項の規定による特定建設作業

(昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号 最終改正: 平成 19 年 11 月 21 日政令第 339 号 騒音規制法施行令別表第 2)

	。由145年11月27日以上第524万 取形以正、于以15年11月21日以上第555万 融目从的伝施门上的农界27
番号	特定建設作業
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。) を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。) を使用する作業
7	トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。) を使用する作業
8	ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。) を使用する作業
備	考 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

◎ 規制基準

騒音規制法第 15 条第 1 項の規定による規制基準

規制項目公分等	騒音の大きさ	作業禁止時間	1日における 作業時間	作業期間	日曜日その他の休日における作業
第1号区域	85 デシベル	午後 7 時 ~ 翌日午前 7 時	10時間を超えないこと	連続して6日 を超えないこ と	禁止
第2号区域	85 デシベル	午後 10 時 ~ 翌日午前 6 時	14時間を超えないこと	連続して6日 を超えないこ と	禁止
適用除外		ABCDE	ΑВ	ΑВ	ABCDEF
	第1号区域第2号区域	騒音の大きさ第1号区域85 デシベル第2号区域85 デシベル	騒音の大きさ作業禁止時間 午後7時 ~ 翌日午前7時第1号区域85 デシベル~ 翌日午前7時 ~ 翌日午前6時	騒音の大きさ作業祭止時間作業時間第1号区域85 デシベル午後 7時 2 翌日午前 7時10時間を超えないこと第2号区域85 デシベル午後 10 時 2 翌日午前 6 時14時間を超えないこと	騒音の大きさ作業祭止時間作業時間作業時間第1号区域85 デシベル午後 7時 ~ 翌日午前 7時10時間を超えないこと ないこと連続して 6日を超えないこと第2号区域85 デシベル午後 10時 ~ 翌日午前 6時14時間を超えないこと

備考

- 1 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値をいう。
- 2 表中A~Fは次の場合をいい、当該規制の適用が除外される。
 - A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
 - B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
 - C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
 - D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合
 - E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合
 - F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

◎ 規制地域

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号 最終改正:平成 27 年 4 月 20 日環境省告示 67 号) (昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号 最終改正:平成 24 年 3 月 30 日上田市告示第 114 号)

(中4 00 1 2 7 2 1 1 区区对外自外别 01 7		
区分	地域	
第1号区域	騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、 (1) 第1種区域及び第2種区域 (2) 第3種区域及び第4種区域のうち、 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども	
	園の敷地の周囲 80 メートルの区域内	
第2号区域	騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、 上記に掲げる区域以外の区域	

図 4-1~4-3 参照

自動車騒音に係る許容限度

◎ 自動車騒音の要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定区域内における自動車騒音の限度(要請限度) (平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号 最終改正:平成 12 年 12 月 15 日総理府令第 150 号)

区域の区分		要請限度(L _{Aeq})		
		昼間	夜間	
		午前6時から	午後 10 時から	
		午後 10 時まで	翌日の午前6時まで	
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する 区域	65 デシベル	55 デシベル	
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する 区域	70 デシベル	65 デシベル	
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する 区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル	

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上表にかかわらず、次表の表のとおりとする。

17 2 7 2 7 2 8		
	要請限度	$(L_{ m Aeq})$
	昼間	夜間
	午前6時から	午後 10 時から
	午後 10 時まで	翌日の午前6時まで
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

- 1 車線とは、1 縦列の自動車 (2 輪のものを除く。) が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 2 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。
- 3 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界 線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートル までの範囲をいう。

測定方法

- 1 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- 2 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物(以下「住居等」という。)が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 3 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。
- 4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 5 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間(道路の敷地の境界線を含む。)の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。
- 6 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
- 7 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

◎ 指定区域(上田市)

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における 自動車騒音の限度を定める省令別表の規定により知事が定める区域

(昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号 最終改正:平成 24 年 3 月 30 日上田市告示第 114 号)

	50 中 5 7 1 1 1 5 7 3 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7	
区分	地域	
	第一種低層住居専用地域	
a 区域	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
1 57 45	第二種住居地域	
b 区域	準住居地域	
	付表の上田市の項の1の地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
c 区域	準工業地域	
	工業地域	
	付表の上田市の項の2の地域	

備考 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。

図 5-1~5-3 参照

(付表)

田

市

1

上田市の地域のうち、次に掲げる地域

- ア 西内字久禰添の一部 字石原の一部 字柿ノ木 字せき下の一部 字原前の一部 字雀原の 一部 字町屋敷の一部 字日影の一部 字落合の一部 字十合 字八久保の一部
- ウ 平井字八郎沢の一部 字山ノ神の一部 字唐沢口の一部
- エ 腰越字十メ石の一部 字東町の一部 字中町の一部 字西町の一部 字一本木の一部 字清 水尻の一部 字紅付の一部 字宮原 字神明開土 字六反田の一部 字部屋田の一部 字辻開 土の一部 字西横沢の一部 字下川原の一部 字東横沢 字道久 字桐ノ木の一部
- オ 上丸子字大はざまの一部 字藤塚 字腰の一部 字五里の一部 字くら保祢 字大木口の一部 字横沢の一部 字山の神の一部 字水ノ手の一部
- カ 中丸子字下山岸 字宮ノ前 字樋村屋敷 字竹ノ花 字山岸 字上山岸 字寺浦の一部 字 松葉田の一部 字舞壷 字鳥居田 字竹原田 字五反田 字横負 字蟹田 字下中沢 字勢戸 字大角の一部 字開戸の一部 字隅田の一部 字洲崎の一部
- キ 下丸子字東川の一部 字池田 字壱町田 字塚田 字八ツロ
- ク 生田字竹ノ花の一部 字深町の一部 字土堂 字中河原 字下河原 字外河原の一部 字中 城の一部 字道添の一部 字荒谷 字二ツ井戸 字中井 字山根の一部 字三角 字陳場の一部 字猿在池 字宿畑の一部
- ケ 長瀬字上平の一部 字中平 字古城 字八ツロの一部 字堺田の一部 字亀田 字前田 字 屋敷 字笊田の一部 字宇遠坂の一部 字棗田の一部 字山根の一部 字東屋敷の一部 字矢 ノ沢の一部 字逸見の一部 字水押の一部 字宮原の一部 字押出しの一部
- コ 塩川字北原の一部 字前田の一部 字壱丁田の一部 字稲羽の一部 字辺田二丁目の一部 字山道の一部

上田市の地域のうち、次に掲げる地域

- 上 ア 東内字湯川原の一部
- 田 イ 腰越字部屋田の一部 字淵ノ上 字花ヶ石 字辻開土の一部 字下川原の一部 字西横沢の 市 一部
- 2 ウ 生田字白欠の一部 字坂下の一部 字竹ノ花の一部 字深町の一部 字外河原の一部 字宿 畑の一部

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

◎ 風俗営業

(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号 最終改正: 平成 27 年 6 月 24 日法律第 45 号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項)

(FH1	
1	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせ
1	る営業
	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところに
2	より計った営業所内の照度を 10 ルクス以下として営むもの(前号に該当する営業として営むもの
	を除く。)
3	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、
3	その広さが 5m ² 以下である客席を設けて営むもの
4	まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそる
	おそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備え
5	る店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する
	施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該
	当する営業を除く。)

◎ 風俗営業に係る騒音の規制

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 15 条の規定による騒音の規制 (昭和59年12月24日長野県条例第34号 最終改正:平成27年12月17日長野県条例第55号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第8条第1項)

	数值		
地域の区分	午前 6 時後午後 6 時前の時間	午後 6 時から午 後 11 時前の時 間	午後 11 時から 翌日の午前 6 時 までの時間
(1) 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住 居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
(2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層 住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居 地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
(3) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工 業地域及び工業専用地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
(4) (1)、(2)及び(3)に掲げる地域以外の地域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業専用地域」とは、それぞれ、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第8条第1項の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種任居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。

測定方法

(昭和60年1月11日国家公安委員会規則第1号 最終改正:平成28年2月26日国家公安委員会規則第3号 風俗賞業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第32条第1項 営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5秒以内の一定時間間隔及び50個以上の測定値の5パーセント時間率騒音レベルとする。

公害の防止に関する条例(県条例)

深夜営業騒音に関する規制

◎ 規制対象

公害の防止に関する条例第2条第1項第10号の規定に基づく規則で定める飲食店営業等(昭和48年3月30日長野県規則第7号 最終改正: 平成21年3月31日長野県規則第31号 公害の防止に関する条例施行規則第8条)

飲食店営業	食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる営業
喫茶店営業	食品衛生法施行令第35条第2号に規定する喫茶店営業

◎ 規制基準等

(昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号 最終改正:平成 14 年 10 月 21 日長野県条例第 47 号 公害の防止に関する条例第 42 条,第 43 条) (昭和 48 年 3 月 30 日長野県規則第 7 号 最終改正:平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号 公害の防止に関する条例施行規則第 17 条,別表第 4)

	THE REAL PROPERTY OF THE REAL PROPERTY OF THE				
□ /\		営業騒音の規制基準	音響機器の使用の制限		
		深夜	深夜		
	区分	午後 11 時から	午後 11 時から		
		翌日の午前6時まで	翌日の午前6時まで		
1	第一種低層住居専用地域	40 デシベル			
	第一種中高層住居専用地域		音響機器の使用禁止		
	第二種中高層住居専用地域		(ただし、当該音響機器から発		
9	第一種住居地域	45 デシベル	生する音が営業施設の外部に漏		
2	第二種住居地域	49 / 5 1/2	れない処置を講じた場合は、こ		
	準住居地域		の限りでない。)		
	その他の地域				
	近隣商業地域				
3	商業地域	55 デシベル			
	準工業地域				
4	工業地域	60 デシベル			

備考

- 1 区分欄の地域(その他の地域を除く。)は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域をいい、その他の地域は、同法第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされている区域のうち同法第8条第1項第1号の規定による用途地域の指定がされていない区域及び同法第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされていない区域をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA 特性を、動特性は速い動特性を用いることとする。
- 3 測定場所は、営業施設の敷地の境界線又はこれに相当する場所とする。
- 4 騒音の測定方法は、規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。
- 5 音響機器は、次に掲げるものとする。
- (1) カラオケ装置 (伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱等ができるように構成された装置をいう。)
- (2) 蓄音機
- (3) 楽器
- (4) 拡声装置

◎ 地域の指定(上田市)

市町村	告示	
上田市	昭和57年6月7日長野県告示第415号(昭和57年7月1日施行)	

商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱 (県告示)

◎ 拡声機の使用基準等

(昭和 60 年 9 月 2 日長野県告示第 616 号 最終改正:平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 265 号)

		一种主要之中,在一种的10万里,一种一种	計点機に供き付いたとはま機をは用よっ
使用区分		拡声機を店頭、街頭等に固定し、又は自	航空機に備え付けて拡声機を使用する
項目		動車等に備え付けて使用する場合	場合
規制対象地域 県内全域			
使用基準	禁止区域	次に掲げる施設の周辺 1 学校教育法第1条に規定する学校 2 児童福祉法第7条に規定する保育所 3 医療法第1条の5第1項に規定する 病院及び同条第2項に規定する診療所 のうち患者の収容施設を有するもの 4 図書館法第2条第1項に規定する図書館 5 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園	次に掲げる区域内 1 自然公園法第2条第2号に規定する 国立公園及び同条第3号に規定する国 定公園 2 長野県立自然公園条例第2条第1号 に規定する長野県立自然公園 3 長野県自然環境保全条例第7条第1 項の規定による長野県自然環境保全 地域及び第15条第1項の規定による 郷土環境保全地域 4 軽井沢国際親善文化観光都市建設 法の規定に基づく国際親善文化観光 都市
+	禁止時間	午後8時から翌日の午前8時までの間において拡声機を使用しないこと。	午後5時から翌日の午前9時までの間において拡声機を使用しないこと。
	使用方法		1 拡声機を使用しながら、同一地域の 上空で連続して2回を超えて旋回しないこと。 2 学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園に直接拡声機を向けて使用しないこと。 3 拡声機の電力増幅機の使用時の最大出力は、30W以下とすること。
事業者の音経 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		事業者は、商業宣伝放送を行うときは、、 その責任において、住民の静穏な生活環境	
届出		なし	実施の3日前までに長野県知事に届け出
勧告(長野県知事)		使用基準の規定に係る違反に対する改 善勧告	使用基準、届出の規定に係る違反に対す る改善勧告

拡声機による暴騒音の規制に関する条例 (県条例)

◎ 拡声機による暴騒音の規制基準

(平成5年12月16日長野県条例第27号 最終改正:平成16年7月8日長野県条例第36号 拡声機による暴騒音の規制に関する条例第3条,第4条)(平成5年12月16日長野県公安委員会規則第6号 拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則第2条)

項目	許容限度等		
音量	85 デシベル		
測定地点	当該拡声機から 10 メートル以上離れた地点(権原に基づき使用する敷地内において拡声機を		
例足地点	使用する場合にあっては、当該敷地の外の地点に限る。)		
	(1) 公職選挙法の規定に基づく選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにする拡声		
	機の使用		
	(2) 災害、事故等の警戒活動又は救助活動(訓練を含む。)を行うためにする拡声機の使用		
	(3) 電気事業、ガス事業、水道事業又は電気通信事業に関し緊急の広報活動を行うためにす		
	る拡声機の使用		
	(4) 鉄道事業その他の旅客運送に関する事業における旅客の安全を確保するためにする拡		
適用除外	声機の使用		
	(5) 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用		
	(6) 学校教育法の規定に基づく学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法の規定に基		
	づく児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用		
	(7) 祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うためにする拡声機の使用		
	(8) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして公安委員会が規則で定める拡声		
	機の使用		
	(1) 測定に用いる騒音計は、計量法第71条の条件に合格したものとする。		
測定方法	(2) 騒音計の周波数補正回路は A 特性とし、動特性は速い動特性とする。		
	(3) 測定する音量の数値は、騒音計の指示値の最大値とする。		

上田市公害防止条例(平成 22 年 4 月 1 日施行)

特定工場等に関する規制

◎ 騒音に係る特定施設

上田市公害防止条例第2条第1項第2号の規定による騒音に係る特定施設

(平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号 上田市公害防止条例施行規則別表第 2)

		(平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 芳 — 上田甲公書的正条例飑行規則別衣第 2			
番号	用途	名称	規模		
		(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 未満の		
			もの		
1	金属加工施設	(2) ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力 が 3.75kW 未満のもの		
1	业内加工地区	(3) 機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 未満のもの		
		(4) せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 未満のもの		
		(5) 研摩機	「京動機の足俗山力が 3.73kW 不個のもの 工具用研摩機を除くすべてのもの		
2	空気の圧縮及び送	(1) 空気圧縮機	原動機の定格出力が 1kW以上 7.5kW 未満の		
	風施設	(2) 送風機	もの		
	土石用又は鉱物用	(1) 破砕機			
	の破砕、摩砕、ふる	(2) 摩砕機	原動機の定格出力が 1kW以上 7.5kW 未満の		
3	い、分級及び切断の	(3) ふるい	もの		
	施設	(4) 分級機			
	旭权	(5) 石材引割機	すべてのもの		
		(1) 紡績機械	すべてのもの		
4	繊維加工施設	(2) 編組機			
		(3) 撚糸機	原動機を使用するもの		
		(1) 帯のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力		
			が 15kW 未満のもの、木工用のものにあって		
		(2) 丸のこ盤	は原動機の定格出力が 1kW 以上 2.25kW 未		
			満のもの		
5	木材加工施設		製材用のものにあっては原動機を使用する		
	71.1.1.741 - 2.7016	(3) たてのこ盤	もの、木工用のものにあっては原動機の定格		
			出力が 1kW 以上のもの		
			原動機の定格出力が 1kW 以上 2.25kW 未満		
		(4) かんな盤	のもの		
			ロール式のものであって、原動機の定格出力		
6	穀物用製粉施設	製粉機	が 7.5kW 未満のもの		
		(1) 編組機	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
7	電線加工施設	(2) 絹巻線機	すべてのもの		
		(1) 重油バーナー	重油使用量が毎時 15L以上のもの		
		(2) 電気炉及びキューポラ	すべてのもの		
		(3) 遠心分離機	原動機を使用するもの		
8	その他の施設	(4) 集じん装置	固定式のすべてのもの		
		(4) 未し心表担			
		(5) 冷凍機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの(冷		
/ -		What a A A A TE O La Color	房に用いるものを除く。)		
順考	備考 この表は、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のみに適用する。				

◎ 騒音に係る規制基準 (特定施設)

上田市公害防止条例第6条第1項の規定による騒音に係る規制基準

	規制基準			
区分	昼間	朝・夕	夜間	
色切	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで	午後9時から翌日の午前6	
	十川の時かり十後の時まで	午後6時から午後9時まで	時まで	
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル	
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル	
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 3 騒音の測定は、音源の存する敷地の境界線又はこれに相当する場所とする。
- 4 騒音の測定方法は、日本工業規格 **Z8731** に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。
- 5 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について、同法第4条第1項の規定により定められた区域をいう。
- 6 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する次の各号に掲げる施設の敷地の周囲 おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、この表に掲げるそれぞれの基準値から5デ シベルを減じた値とする。
 - (1) 学校教育法第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容 施設を有するもの
 - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

図 4-1~4-3 参照

特定行為に関する規制

◎ 騒音に係る特定行為

上田市公害防止条例第2条第1項第3号の規定による騒音に係る特定行為

(平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号 上田市公害防止条例施行規則別表第 5)

			(十成21十12月16日从射粉66万 上田市五日的正木内地门从射粉45万
区	分	番号	内容
		1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除
			く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
		2	びょう打機を使用する作業
	特定建設作	3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該
特			作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
定		1	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW
行			以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
為			コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る。)又はアスファル
গত্য	業	5	トプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタル
	_		を製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
		6	コンクリートカッターを使用する作業
		7	鉄球を使用する解体作業
		8	害鳥威嚇用爆音機を使用する作業
借:	丛		

- この表は、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業 を除く。
- この表は、特定行為がその行為を開始した日に終わるものを除く。

◎ 騒音に係る規制基準(特定行為)

特定建設作業の規制基準

特定建設作業(規則別表第5番号1から7までの特定行為)に係る規制基準

(平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号 上田市公害防止条例施行規則別表第 7)

規制項目区域の区分等		騒音の大きさ	作業禁止時間	1日における 作業時間	作業期間	日曜日その他の休 日における作業
規制	1の区域	85 デシベル	午後 7 時 ~ 翌日午前 7 時	10時間を超えないこと	連続して6日 を超えないこ と	禁止
地域	2の区域	85 デシベル	午後 10 時 ~ 翌日午前 6 時	14時間を超えないこと	連続して6日 を超えないこ と	禁止
農	適用除外		ABCDE	ΑВ	ΑВ	ABCDEF

惼考

- 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値をいう。
- 2 表中A~Fは次の場合をいい、当該規制の適用が除外される。
 - A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
 - B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
 - C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
 - D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合
 - E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合
 - F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安 全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとお りとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の 最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大 値の90パーセントレンジの上端の数値とする

〇 特定建設作業の規制地域

(平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号 最終改正: 平成 27 年 9 月 1 日規則 23 号 上田市公害防止条例施行規則別表第 7 付表)

区分	地域
	・第1種区域及び第2種区域
	・第3種区域、第4種区域及びその他の区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メ
	ートルの区域内
	(1) 学校教育法第1条に規定する学校
	(2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
1の区域	(3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のう
	ち患者の収容施設を有するもの
	(4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
	(5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
	(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
	第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
2の区域	上記に掲げる区域以外の区域
備考 第1章	■区域 第2種区域 第3種区域及び第4種区域とは騒音規制法第3条第1項の規定によ

備考 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について同法第4条第1項の規定により定められた区域を、その他の区域とは同法第3条第1項の規定により指定された地域以外の地域をいう。

図 4-1~4-3 参照

○ 害鳥威嚇用爆音機を使用する作業の規制基準

害鳥威嚇用爆音機を使用する作業(規則別表第5番号8の特定行為)に係る規制基準 (平成21年12月18日規則第38号 上田市公害防止条例施行規則別表第7)

日の出から日没まで	日没から日の出まで
住家からおおむね 100 メートル以内は使用しては	使用してはならない。
ならない。	

拡声機の使用等に関する規制

◎ 拡声機の使用基準

項目	区分	商業宣伝	商業宣伝以外
	禁止区域	のうち患者の収容施設を有するもの (4) 図書館法第2条第1項に規定する (5) 老人福祉法第5条の3に規定する	所 一る病院及び同条第 2 項に規定する診療所 図書館 特別養護老人ホーム 育等の総合的な提供の推進に関する法律
	禁止時間	午後7時から翌日午前10時まで	
	禁止位置	地上7メートル以上の位置	
使用基準	禁止の場合	風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律第2条第1項に規 定する風俗営業をいう。)を営む施設及び 興行場(興行場法第1条に規定する興行 場をいう。) においては、直接屋外に向 けて拡声機を使用しないこと。	
	使用方法	1 拡声機の1回の使用時間は、10分以 と。ただし、自動車による等移動して拡 所において使用する場合に限る。	内とし、1回につき 10分以上休止するこ 広声機を使用する場合にあっては、同一場 広声機を除く。)を使用する場合は、拡声機
	音量	第1種区域 55 デシベル 第2種区域 55 デシベル 第3種区域 65 デシベル 第4種区域 70 デシベル その他の区域 60 デシベル	
2 広 3 官 4 祭 のた		2 広報その他の公共の目的のために使用 3 官公署、学校、工場等において時報3 4 祭礼、盆踊り、運動会その他の社会生 のために使用する場合	用する場合

備考

- 1 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 2 音量の測定点は、敷地の境界線(移動して拡声機を使用する場合にあっては、道路端)とする。
- 3 騒音の測定方法は、日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90% レンジの上端の数値とする
- 4 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について同法第4条 第1項の規定により定められた区域を、その他の区域とは同法第3条第1項の規定により指定された地域以外の地域をいう。

図 4-1~4-3 参照